

令和6年勝浦町マラソン議会（2月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 令和6年2月20日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 2月20日 午前9時32分 議長 松田貴志

散会 2月20日 午前10時29分 議長 松田貴志

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	内谷安宏	2番	福井裕美
3番	長尾隆資	4番	玉置守
5番	花房勝一	6番	瀬戸直一
7番	美馬友子	8番	松田貴志
9番	笹公一	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

5番	花房勝一	6番	瀬戸直一
----	------	----	------

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	佐藤健司
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
住民課長	後藤信之	教育委員会事務局長	石木正昭

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第 4 議案第 1 号 令和 5 年度勝浦町一般会計補正予算(第 9 号)について

日程第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について

日程第 6 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで (第 1 号)

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前 9 時32分 開議

○議長（松田貴志君） おはようございます。

ただいまから令和 6 年勝浦町マラソン議会 2 月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 日程第 1，諸般の報告を議題とします。

各種会議等への出席状況は、お手元に配付の報告書のとおりです。

また、監査委員から例月出納検査の結果が提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、第121条第 1 項の規定により、説明者として出席を求めたのは、野上町長のほか、お手元に配付の出席要求書のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第 2，会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

令和 6 年勝浦町マラソン議会 2 月会議における会議録署名議員は、5 番花房議員，6 番瀬戸議員の両名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第 3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題とします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

第議会運営委員長。

○議会運営委員長（第 公一君） 議会運営委員会から報告いたします。

2 月13日に議会運営委員会を開催し、2 月会議の日程等について協議を行った結果、本日 1 日の開催といたしましたので、ご協力よろしくお願いします。

以上です。

○議長（松田貴志君） ただいまの議会運営委員長の報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第４，議案第１号，令和５年度勝浦町一般会計補正予算（第９号）について及び日程第５，報告第１号，専決処分の報告についてを一括して議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から、議案第１号及び報告第１号を一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

今年は不安定な気候が続いておりますが、今週末の24日には勝浦に春を呼ぶビッグひな祭りが開催されることとなっており、早く穏やかな春を迎えたいと願っているところでございます。

本日は、勝浦町マラソン議会２月会議を開会いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用のところご出席を賜りまして、深く感謝申し上げます。

それでは、本会議に上程いたしております議案につきましてご説明を申し上げます。

議案第１号，令和５年度勝浦町一般会計補正予算（第９号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,393万円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億6,659万4,000円とするものでございます。

続きまして、報告第１号は専決処分の報告についてであります。

星谷運動公園遊具設置及び撤去に係る物品購入変更契約の締結についてであり、地方自治法第180条第１項の規定による町長の専決処分事項の指定により専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君） 町長の説明が終了しました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第１号の全体説明について。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 改めましておはようございます。

議案第1号、令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第9号）につきまして、全体の説明をさせていただきます。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、補正額4,328万6,000円、19款繰越金、1項繰越金64万4,000円、歳入合計補正額4,393万円でございます。

続きまして、歳出の部でございます。

2款総務費、2項企画費2,572万円、3款民生費、1項社会福祉費1,821万円、歳出合計補正額4,393万円でございます。

続きまして、第2表繰越明許費補正でございます。

2款総務費、2項企画費、勝浦町世帯応援商品券配布事業2,572万円、3款民生費、2項社会福祉費、物価高騰対応重点支援給付金事業1,821万円、合計4,393万円でございます。

補正予算全体の説明といたしましては以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第1号の企画交流課関係について。

寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） おはようございます。

令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第9号）企画交流課分についてご説明申し上げます。

事業名としましては、勝浦町世帯応援商品券配布事業でございます。これは、長引く原油価格や物価高騰による町民生活の負担軽減のため、町内全世帯へ商品券を配布し、支援するものでございます。内容としましては、対象世帯を全世帯2,124世帯、令和6年1月1日現在、住民基本台帳に登録のある世帯となっております。支援額としましては、1世帯に1万円の商品券を配布いたします。商品券の仕様としましては、1セットを500円券で20枚のワンセットといたします。配布方法は、ゆうパックにより世帯主へ送付をいたします。

事業費の総額ですが2,572万円、内訳としましては事業の委託料を2,478万7,000円、発送の経費を93万3,000円としております。財源としましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、重点支援地方交付金でございます。この交付金を2,507万6,000円、一般財源が64万4,000円で、総額2,572万円となっております。

スケジュールとしましては、2月下旬に事業者を選定し、商品券の作成、それから事業者募集を行います。3月下旬に封入作業を行い、4月上旬には順次発送を行う予定としております。商品券の使用期限は7月末、事業所の換金期限を8月末としまして、令和6年度への繰越事業となっております。

以上、ご説明いたします。

○議長（松田貴志君） 続いて、議案第1号の住民課関係について。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） おはようございます。

議案第4号、令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第9号）の住民課関係につきましてご説明を申し上げます。

デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づく住民税均等割のみ課税世帯への給付及び低所得者の子育て世帯への加算についてでございます。

事業概要は、世帯に属する世帯員が令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯の世帯主に10万円を支給するものでございます。また、令和5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に属する18歳以下の子供に、1人当たり5万円を支給するものでございます。住民税均等割世帯150世帯、子供加算30世帯50人を見込んでおります。

支給方法は、支給対象者に過去に登録された金融機関口座等が記載された確認書を発送します。対象者の方は、金融機関口座番号や世帯主の確認、チェックをしていただき、町に確認書を返送いただきます。町は、確認書を基に指定された金融機関口座に給付金を振り込むというものでございます。それ以外の対象者の方の場合には、口座の登録等が必要となってまいります。

事業費としましては、給付費として1,750万円、補助をお願いする会計年度任用職員の人件費等39万7,000円、その他として、時間外手当、消耗品費、封筒作成などの印刷製本費、郵送代などの通信運搬費など31万3,000円でございます。財源としまし

ては、国の交付金を充当する予定としております。

実施予定スケジュールでございますが、対象者確認、チラシや確認書の作成、郵送の準備等を行い、確認書送付3月下旬を目指してまいります。

住民課関係の一般会計補正予算といたしましては以上でございます。ご決議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君） 続いて、報告第1号について。

石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 改めましておはようございます。

教育委員会から報告第1号、専決処分をいたしました勝浦町星谷運動公園遊具設置及び撤去の変更契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

今回の変更契約につきましては、令和5年11月のみかん会議におきまして議決をいただきました星谷運動公園遊具設置及び撤去契約について、契約金額の増額及び工期の延長を行うものでございます。また、この変更が、地方自治法第180条第1項の規定により定めております町長の専決処分事項の指定についての中において定めております事項の一つとなっております。議会の議決を得た財産の取得または処分について、70万円以内の契約額の増減に関すること、こちらのほうが、この項目が町長の専決処分できる項目に該当するということによりまして専決処分を行ったため、地方自治法第182条第2項の規定に基づき、議会に報告をさせていただいております。

契約金額の増減に関する変更点は2点でございます。

まず、1点目としまして、今回新設します化石ハウス、ひよこスライダー、恐竜ジム、ユニット砂場について、安全性を考え、南側の河川と公園管理道、また北側の公園の管理道、こちらからもできるだけ離すために旧の砂場に遊具を設置すると、そういうこととしましたが、旧の砂場内の土壌が軟弱でありますことから、遊具を安定して設置するために、化石ハウス、ひよこスライダー、恐竜ジムの基礎部分、こちらのほうを設けることが必要となったための増額でございます。増額の額は、こちらのほうが25万8,500円となっております。

契約金額の増額2点目でございますが、今回新設しますユニット砂場、こちらにつきまして、利用者の方の衛生対策としまして抗菌砂、こちらのほうを追加するものでございます。こちらの変更点に関しましては、増額が15万8,400円ということになっ

ております。

履行期間の変更でございますが、こちらは当初2月29日までの履行期限としておりましたが、遊具3基の基礎部分の設置作業等もありまして、3月19日まで変更としております。

なお、変更契約の締結日は2月1日としておりますが、11月に契約の議決をいただきまして、12月か1月に本格的に作業を進めてまいりました。そういったところと、現場の状況確認、そういったところもちょっと時間をいただきまして、このタイミングでの変更契約ということの締結に至っております。

以上、報告第1号、専決処分いたしました勝浦町星谷運動公園遊具設置及び撤去変更契約の締結についての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松田貴志君） 以上で詳細説明は終了しました。

これより詳細質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 企画交流課の商品券の事業について質問なんですけれども、2,124世帯に配布ということなんです、計上されている発送経費のところ、通信運搬費2,000世帯となっていて、1通にかかる費用が451円で、124世帯分のものが抜けてると思うんですけれども、これの説明をお願いいたします。

○議長（松田貴志君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 郵送に関しましては、職員等は持ち帰りを推奨しておりまして、これでかなり200通以上の節約ができることから、当初から予算も必要ないと思ひまして、このような計上になっております。

以上です。

○1番（内谷安宏君） 分かりました。

そうかなとは思ったんですけれども、であるならば、このマネジメントシートにもその旨を記載していただけたらありがたいなと思います。

続けて、もう一つよろしいですか。

この同じ事業なんですけれども、国の10割負担の事業なんですけれども、一般財源

が64万4,000円振られてますが、これはどこにかかるお金でしょうか。

○議長（松田貴志君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 国からの配分額2,507万5,000円いっぱいを使っておりまして、その足りない分を一般財源で補填するものですので、どこにかかるっていうわけではございません。ただ、商品券事業は最終的に精算になりますので、多少の減額にはなる予定なので、一般財源につきましてはもう少し持ち出しが減るのではないかと予想されます。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） ありがとうございます。理解できました。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

花房議員。

○5番（花房勝一君） 今の同じ企画交流課の事業について、一般補正予算（第3号）で同じようなことをされと思うんですけど、このときは1名に3,000円の商品券であったと思います。それが、今回1世帯に1万円というふうに変化しました。金額的には増えとるわけなんですけど、ここの理由というか、いろいろ考えがあってされたことと思いますが、これの説明をお願いします。

○議長（松田貴志君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） いろいろと事業を構築をする中で、前回は世帯へ幅広く支援という形でした。今回、限られた予算の中で、なるべく皆様に平等にということで、7万円とか10万円とかの給付とかは世帯単位で行われておりましたので、今回は世帯に一律に支援するっていうような方法を取らせていただいております。

○議長（松田貴志君） 花房議員。

○5番（花房勝一君） いろいろ考え方はあると思うんですが、3人以上家族がおる場合は減るんですよね、これは。ほこらを考えるとちょっと公平性に、1世帯で1万円となるっていうところがちょっと疑問が残るところかなと思いますが、ほかの方はどう思われるかは分かりませんが。

あともう一つ、今ちょっと内谷議員が言われた職員に関してというんで、もしよければ議員も手渡しでいいと思いますので、お願いしたいと思います。それでは、一旦置きます。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） 住民税均等割、子供加算のことについてちょっとお尋ねします。

これは、令和4年の収入に対する税金の申告、令和5年3月に申告した分の均等割世帯に対する補助金ですよね。私がちょっとお尋ねしたいことは、大工さんとかで、今年になって、令和4年度は何とか仕事があったけれども、令和5年度になって本当に仕事がなく、何か月も大工さんの仕事に行っていないという人が私の知り合いの中にもおいでるわけです。それで、実際に令和5年度の生活が困窮している家庭っていうのが町内にもおいでると思うんです。そういう方にこそこの支援が必要と思っているんですが、そういう人に対する支給とかというのは考えてはないんでしょうか。税金の令和4年分の申告の均等割のみの支給を考えておられるんでしょうか。今年度の税金の申告がもう始まっているんで、令和5年度の税金の申告で、均等割であればこの支給、10万円の支給ができるんかどうかを確認したいと思います。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 今般の給付におきましては、令和5年度住民税で、非課税世帯等の所得判定に用いられた令和4年の収入は一定程度はあったんだけど、その後の家計の急変により令和5年の収入が減少したといった方の場合には、令和6年度住民税で非課税世帯に該当した場合には、その認定を踏まえて、新たな非課税世帯等として支給、給付が行われるというふうには聞いております。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） それは、いつ給付が行われるんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 6年度、来年度に、同様に非課税世帯に対して給付金があるというふうには聞いております。

○10番（井出美智子君） たちまち今生活が困窮している人にこの10万円っていうのはすごくありがたいと思うんですが、令和6年度に一体いつ支給されるか分からないっていうのは、ちょっとしゃくし定規な気がするんですが、制度上、無理なんですよ。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 国の制度としてそういうふうなスケジュールが決まっておると聞いておりますので、今回につきましてはそういった給付となります。

以上です。

○議長（松田貴志君） 井出議員。

○10番（井出美智子君） じゃ、今令和5年度の申告で、令和6年度に住民税非課税の人には同じように10万円が支給されるっていうことは決まっているんですね。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） そういった予定であるとは聞いております。

○10番（井出美智子君） 分かりました。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 低所得に対し、支援を行う部分でございます。

住民税均等割のみ課税の世帯とか、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯って、どういう世帯のことを示すんですか。一定の収入っていうたらどれぐらいとか、具体的にとか、それで最後にはホームページで広報する、アプリでは広報せんのですかとか、もうちょっと具体的に説明していただきたいと思いますが。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 住民税は均等割と所得割というのがございますので、住民税非課税世帯というのは、住民税自体がかかってない世帯ということでございます。均等割だけがかかっているというのは、住民税としてはかかってないけど、均等割だけはかかっているよという世帯になってございます。

ほういう税の上での差ということの説明にはなるんですけども。

周知につきましては、ホームページ、それから広報、アプリというのも考えて周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（美馬友子君） 基準額とかいろいろせんでも、この世帯をピックアップするということは分かつうはずでな。ほういう具体的に説明してあげたら、ようけほかの人も分かると思う。これは、住民課が分かるわけだろう。

○住民課長（後藤信之君） 税情報を。

○10番（井出美智子君） 税から全部情報をもろうてするだろうけど。

○住民課長（後藤信之君） そうです。

○10番（井出美智子君） ほの中で整理するんは住民課なんでしょう。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 均等割がかかっとうとか、そういうのは税のほうで決定されたものを住民課のほうで活用させていただいてということにはなりますので、その基準に基づいて住民課で給付者、給付世帯を決定をしておるということです。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 線引きは住民課が行うということやね。税の基準を利用して住民課が決定するっていうたことは、そういう意味合いでよろしいですか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 国全体の制度として決まっておりますので、住民課が決定するといいますか、税法上にのっって対象世帯について支給をしておるということです。

以上です。

○議長（松田貴志君） 瀬戸議員。

○6番（瀬戸直一君） 今の質問に関連してなんですが、住民税均等割のみ課税世帯っていうんは、どういった人が対象なんですか。もう一回、よう分からんけん聞くんですが。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 先ほども申しましたように、所得割と均等割住民税というのがございまして、一番所得割……。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時03分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 均等割がかかっている世帯というのは、28万円プラス扶養の数等で計算されてくるんですけれども、均等割につきましては。ほれ以下の場合

は、均等割はかからないということになるかと思います。

それで、今回の給付費につきましては、住民税が課税されている世帯の扶養に取られている方につきましては、該当にならないということがございますので、その判定につきましては住民課のほうで判定をいたします。ですから、課税されている親とか子供とか親族など、ほの人に扶養されている方につきましては該当にはならないということで、その辺の判断は住民課のほうで判断しておるということでございます。

以上です。

○議長（松田貴志君） 瀬戸議員。

○6番（瀬戸直一君） いや、よく分かりませんが。税務課にもう一回ちゃんと聞きたいと思います。

○議長（松田貴志君） 福井議員。

○2番（福井裕美君） すいません、お尋ねします。

150世帯と子供加算の30世帯っていうのは、かぶってるんでしょうか。150世帯の中の30世帯とかという、かぶってる世帯もあるっていう意味ですか、これは。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） かぶっている世帯もその中に含まれるかとは思っております。

○議長（松田貴志君） 私のほうから1点構いませんか。

企画交流課関係で。事務委託料として事務費及び手数料等348万7,000円とありますが、これの分の金額の内訳、またその単価について説明できる範囲で教えてください。お願いします。

○議長（松田貴志君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） まず、商品券の印刷代が51万6,000円で、それから募集経費としまして23万4,000円、換金手数料が21万3,000円、事務費が222万6,300円に消費税を足しまして、総額の事務費及び手数料等になっております。

○議長（松田貴志君） 今回でしたら世帯数が2,124世帯ということで、ここらあたり1軒当たり幾らで計算したのか、今回の交付金事業の事務費の単価が決められていて、それに応じて上限を計算したのか、そこらあたりだけ教えてもらえますか。

寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 特に、事務費の積算とかが示されているわけではなく、商工会への通常に商品券の事業とかをこれまでも委託してきた場合の手数料が10%で、これまでも同じように積算してきてましたので、今回も同じようにしているのと、換金手数料のほうは、交付金事業に関しましては一応この交付金の中で持つということで1%も見込んで、それも以前と同じような形で積算はしております。

以上です。

○議長（松田貴志君） ありがとうございます。っていうことは、商店主さんとかの負担はゼロということでもいいですね。分かりました。

ほかにありませんか。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 今の関連です。

この間も、郵送、ゆうパックに予算がかかるんじゃないかなっていう質問もしたんですけど、住民の方に聞いたら、役場からいただけるものは役場まで取りに行っていよいよという方が何人かおられたり、これから総会の時期なんで、区で配るとか、やっぱり金券なのでそれは難しいっていう話ですよ。

○議長（松田貴志君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 一定の期間を郵便局のほうに預けまして、返ってきた枚数もかなりありましたので、その後、どうしても受け取りとかが困難な方とかに関しましては、民生委員さんのお力も借りたりとか、できる限り電話とかで対応もして取りに来ていただいたり、はがきも何度も差し上げたので、一応前回も99.9%配布っていうことで、3通だけ残った状況でございました。

今回も、なるべく持ち帰りとか、手渡しも含めてできるようにはしたいとは思っておりますが、基本的にはやはりゆうパックで確実に届く、履歴が残りますので、受け取ったという、そういったところに行いたいと思っております。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 費用をかけても、施設に入られているとかで、いろんな事情で金券が使われてないっていう、前回で幾ら使われてないかっていうのはもう出と思うんですけど、そういうことになったら、ただの紙を配ったっていうだけになりかねないので、そういうところは、区とか民生委員さんのほうがようご存じではない

かなと思うんで、相談してほしいかなとかと思ったんで、その点、それが前回使われなかった予算とか出とんだったら教えてください。

○議長（松田貴志君） 寺尾企画交流課長。

○企画交流課長（寺尾由美君） 前回の換金率ですが97.07%で、未換金の額としては41万9,000円、総額からしますとかなり高い換金率かなっていうところは思っておりますので。というところです。

○7番（美馬友子君） 分かりました。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

長尾議員。

○3番（長尾隆資君） 住民課、後藤課長にお尋ねいたします。

これはおさらいという意味でお聞きしたいんですが、このたびは均等割世帯のみということで、いわゆる非課税世帯というのは前回に出してるから、今回は非課税の世帯ということと、あと子供世帯、子供加算が30世帯50人ということで、2人おったら最大では均等割課税の世帯に20万円出るという認識でよろしいんでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 今、議員さんおっしゃいましたように、住民税非課税世帯につきましては最初に3万円、追加で7万円ということで、10万円支給することになっておりますので、同じ10万円を今回は住民税均等割のみがかかっておる世帯に支給するというございます。

子供加算につきましては、さきに申しました住民税非課税の世帯、それと今回対象となります均等割のみにかかっておる世帯、そこに属しております18歳以下の子供の方1人につきまして5万円を支給するというございますので、今議員がおっしゃいました住民税の均等割のみがかかっておる世帯に子供さんが2人おるといった場合には、10万円プラス5万円プラス5万円の20万円を支給ということございます。

以上です。

○3番（長尾隆資君） 分かりました。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは、次に参ります。

報告第1号について質疑はありませんか。

玉置議員。

○4番（玉置 守君） 教育委員会にお尋ねいたしたいと思います。

星谷運動公園の遊具のリニューアルというふうなことでございます。工事のほうも順調に進んでいるかと思います。それに伴って変更があったというようなことでございます。本当に、子供さんを持っているご家庭については待ち遠しいっていうようなことで、まだ工事中にもかかわらず結構来ていただいて、土日祝日なんかは子供さんが非常に楽しみにして遊具を使っている様子うかがえます。

今回のこの変更についてお伺いをしたいと思います。遊具を砂場のところに設置するというようなことは、これは当初から決まっていた、当初の設計で上がっていたと思われるんですが、もし変更があるというんだったら、当初の設計をもう少し慎重に考えてしていただきたいというふうに思います。変更するんであれば、掘削したときに岩が出てきたとか、埋蔵文化財はあそこではないですけども、そういうふうなものが出来た場合に変更するっていうふうなことですれば妥当ですが、砂場のところに遊具を設置する、それは当初からも分かっただけのような形なんで、そういうなんは、教育委員会で当初の設計のときに十分精査しながら、ここに設置しましょうよというようなことが妥当かなというふうに思っていますし、また当初に遊具を点検していただいたときに、基礎が悪い、それからさびておるとか、安全性に問題があるっていうようなことを当初に見ていただいて、設計のほうを起こしていただきたいなというふうに思っていますが、この件についてお願いしたいと思います。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今、議員がおっしゃられたとおりと思います。当初設置場所、先ほどちょっと私が申し上げましたが、川や管理道路からできるだけ遠いところということで、できるだけ内へ寄せたいというところ、ここらを十分には詰めてなかったのかなと思っております。今後、今議員がおっしゃったような格好で、事業を進める上においては留意していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 玉置議員。

○4番（玉置 守君） この業者と設計者っていうんは同一ですか。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 設計は基本的には町の職員でしておりますので、業者とは別ということになっております。

以上です。以上でございます。

○議長（松田貴志君） 玉置議員。

○4番（玉置 守君） 当初は職員がして、それを業者がするという事なんですが、設計はそこまでできるような技術者はおるんですか。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 町職員でそういう技術者はいません。ほかの業務では割とあるんですが、情報収集を行いながら設計業務も行っていくと。設計をしていくと、そういったところでございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 玉置議員。

○4番（玉置 守君） そういったことについてはある程度設計業者に任せる、それから請負業者に任せるっていうように2つのことでしていただきたいと思いますけども、やっぱりこれは安全性がかかっていますので、そういったところを十分吟味をしながら執行していただきたいなというふうに思っています。子供たちも本当に待ち遠しいというようなことでございますので、できるだけ早く、追加予算がありますけれども、できるだけ早いこと、2月29日から3月19日というようなことで、若干日にちも延びておりますけれども、できるだけ早い期間に安全性の高いもの、そして子供たちが喜ぶようなものを設置していただきたいというふうに考えております。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 安全面、こちらを最重要視しつつですが、できるだけ早くということで完成させていきたいと思っております。また、よろしくお願いいたします。

○4番（玉置 守君） よろしく執行お願いいたします。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 工期の延長ですけど、撤去が遅いんじゃないかと思えます

が、議会で議決した後、何日かして見に行ったら、ブルーシートでまた固定がしてあったんです。それも、この予算化なんですか。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ウサギと亀ですね。遊具2基ということで、契約内ということで入っております。ちなみに、今月2月16日に設置ということに至っております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） それから、砂場の抗菌砂と普通の砂との差は、衛生面で分かりますけど、どれぐらい抗菌作用がもつんですか。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） これは現場の状況によるとと思いますが、標準となっているのが3年ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） 保育園とか砂場がありますけど、全て抗菌でしょうか。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） すいません、町内のほうを私は把握できてないんですが、情報収集をした中で、予想ではこういうのを使ってるところが多いというところで、日頃の使い方は無害ですけど、汚物があつた場合は薬品が溶けていって対策を、そういう位置づけの砂ということで確認は取っております。

以上でございます。

○7番（美馬友子君） 分かりました。雨が降っても風で飛んでも、抗菌作用は3年間あるということやね。

以上です。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 先ほどの話でいくと、砂場の抗菌砂なんですけれども、ほかの砂場でも使われているっていうことですが、であるならば、初期の仕様書にそもそ

も含まれていなければならないものなのではないでしょうか。なぜ、途中で仕様変更をされましたか。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） ちょっとこれはおわびになる、当初に入れておくところでしょうけど、ちょっと検討不足だったというところでございます。すいません。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） 以後気をつけていただきたいのと、あと河川が氾濫した場合、砂が流れた場合ですけれども、これも追加する、ずっと抗菌砂でいくっていうことですか。

○議長（松田貴志君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 基本的には、抗菌砂でいきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 内谷議員。

○1番（内谷安宏君） ありがとうございます。結構です。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

1点だけよろしいですか。

ごめんなさい、くどいようですが今の抗菌砂について、基本的にはということでしたが、やはり抗菌砂をこれから運用していくんでしたら、教育委員会としてはしっかりとルールとして決める、さっき内谷委員が言いよったように、増水時に流出、また川の水がかぶることもあると思うんですよね。そこらあたりの運用方法もしっかりとルール化しておいたほうがいいと思いますが、現状どうなっているかと、今後の方針だけお聞かせください。お願いします。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 実はまだ完成形、方針、きれいに完成形というものはございません。今回こういう事業がありましたので、見直すいい機会かなと思っておりますので、浸水時の対応の、例えば基本的なマニュアル、例えば状況によっていろいろ必要なことはどうしても変わってくるかも分かりませんが、基本的な標

準的なもの、方針としては今度定めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） 要は、あえて抗菌性を求めたんだから、その抗菌性を維持していくのが行政の務めと思うんですよね。だから、そこはしっかりと踏まえておいていただけたらなと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で報告第1号は終了いたしました。

お諮りいたします。

議案第1号を第二読会に付すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。本件は、第二読会に付すことに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

美馬議員。

○7番（美馬友子君） 議案第1号について質疑いたします。

住民課にお尋ねします。

実施要綱の策定が2月の中なんで、できていると思うんですが、この点を私たちが資料としていただけたら、いろんな質問がなかったんじゃないかと思います。その点、いかがでしょうか。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 実施要綱につきましては、今回の議会で議決をいただい

てから策定するというにはしておりますので、案としてはあるんですけれども、そのときに策定するというところでございます。

以上です。

○議長（松田貴志君） 美馬議員。

○7番（美馬友子君） では、このマネジメントシートが正しいということではないということでしょうか。実施要項とか資料があつてこそこれを決定して、今日から実施するということだと思うんで、中身を私たちが十分に把握できてないということは、そういうことが分かってないから私たちもいろいろ質問が出たんじゃないかと思うんで、その点よろしくというか、出来上がってないんだったらこの書き方はおかしいということと、出来上がったら見せていただきたいというところです。

○議長（松田貴志君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） それで、実施を進めてまいりたいと思います。

○議長（松田貴志君） 小休いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（松田貴志君） 再開いたします。

後藤住民課長。

○住民課長（後藤信之君） 実施要綱につきましても、国の要綱案がございしますので、それを基に勝浦町で作って実施するということです。ですから、国に基づいてということですので、国の要綱を中心ということではございますが、それができましたらお見せすることは可能でございます。

以上でございます。

○議長（松田貴志君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号を第三読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定します。

これより第三読会を開きます。

議案第1号について討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（松田貴志君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号、令和5年度勝浦町一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（松田貴志君） 次に、日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元の配付のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松田貴志君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定しました。

以上で2月会議の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前10時29分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員